

業務仕様書

1 業務概要

- (1) 業務名 大型排水管による捕獲個体残渣減容化処理容器作成及び埋設業務
- (2) 業務場所 ① 栃木県日光市藤原字タテ原国有林 7 あ林小班
② 栃木県日光市鬼怒川温泉滝字丸山国有林 63- I イ 1 林小班
- (3) 業務内容 別紙内訳書のとおり

2 一般事項

- (1) 本業務のための諸施設及び労務者の管理について、関係法令、その他法律で定めるところにより実施する。
- (2) 仕様書及び実施にあたって不明な点が生じた場合は、監督職員の指示に従うものとする。
- (3) 本業務の完了に際しては、業務現場の整理、後片付けを行うこと。

3 材料及び作成

- (1) 作成にあたって使用する材料については、監督職員の確認を受けること。
- (2) 鉄蓋等の加工・作成にあたっては、蓋の閉め切りが十分かどうか、強度が十分保たれているか注意して作成をし、適当な期間が経過しても使用に支障がないようなものとする。

4 掘削・埋め戻し及び設置

- (1) 掘削深は、約 3.35m 程度を基本とし、地上に出る容器の高さ部分が約 0.65m となるように調整すること。
- (2) 掘削した土砂は埋め戻しに使用するため、後続の作業が行いやすいような安全な箇所存置すること。
- (3) 土砂の埋め戻しに際しては、容器が十分固定されるよう注意しながら締め固めをすること。
- (4) 埋め戻し時に発生した残土については、周辺が広場となっていることから、適当に敷き均して処理するほか、監督職員の指示に従うこと。
- (5) 容器の設置・埋設作業にあたっては、作業員の安全に配慮し、特に掘削箇所の底での作業時には酸欠等にならないよう十分注意して、見張りを立てるなど行うこと。

5 写真管理

作業の経過を、下記の撮影基準により工程ごとに説明看板とともに撮影をし、写真管理をすること。

- (1) 材料の作成・搬入・監督職員による確認作業状況 各 1 枚以上
- (2) 掘削・設置・埋設業務の作業前・作業中・作業後の近景及び全景各 1 枚以上
- (3) 掘削土の存置時の状況及び敷き均した場合はその状況 1 枚以上
- (4) 設置完了時の写真 1 枚以上

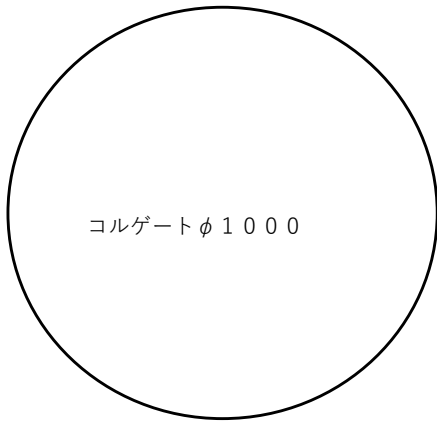
6 その他

- (1) 業務の実施にあたっては関係法令を遵守し、災害の防止に努めること。
- (2) 作業区域内には、関係者以外の立ち入りを禁止するよう措置を講ずること。

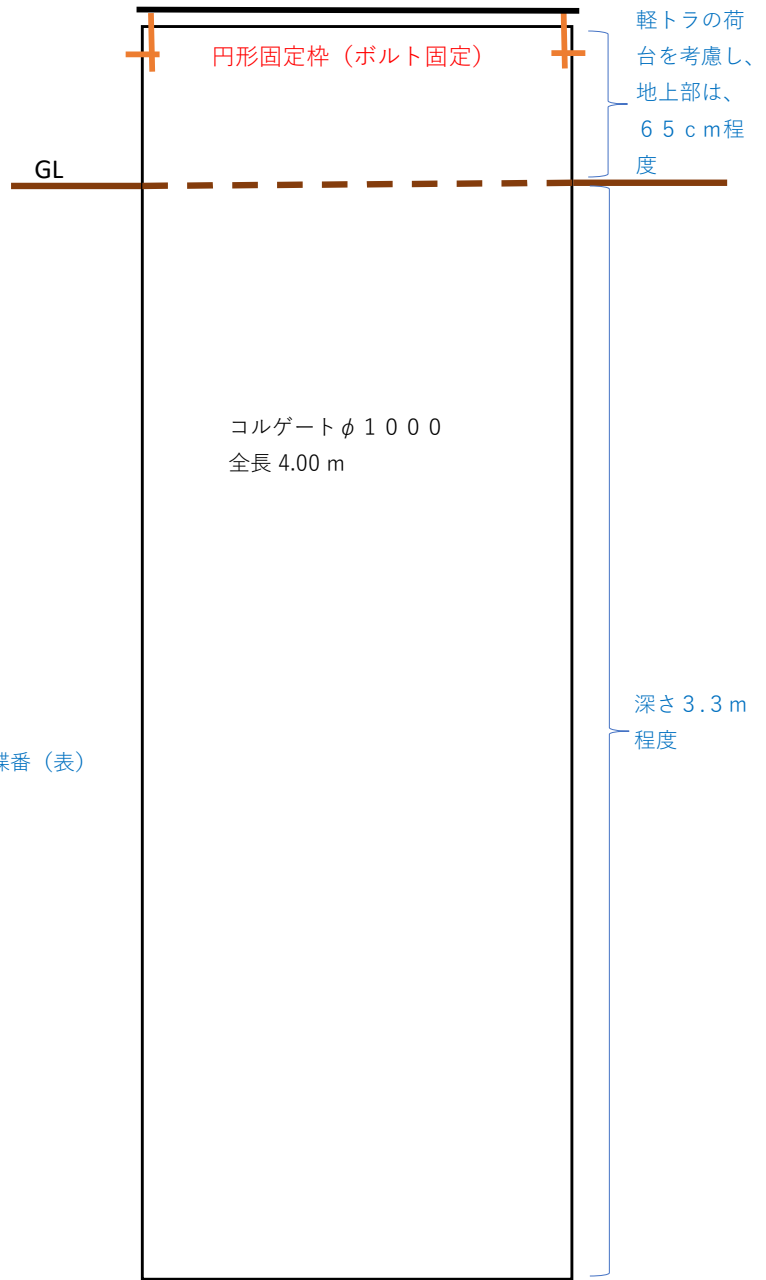
- (3) 「栃木県日光市鬼怒川温泉滝字丸山国有林 63- I イ 1 林小班」については、国立公園第 2 種特別地域であり、自然公園法に基づく手続き中であることから、許可をもって着手すること。

減容化処理容器作成概略図

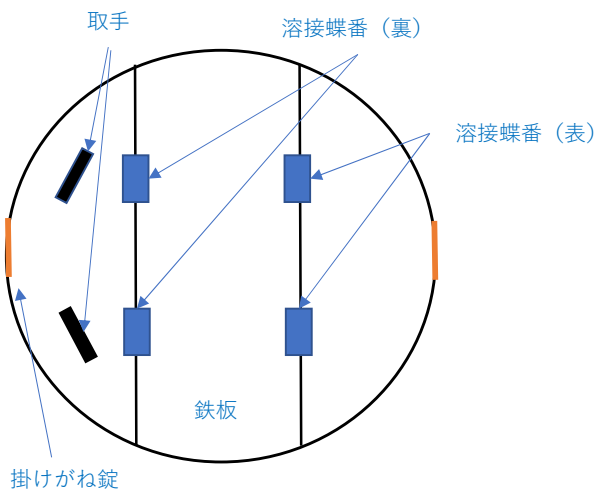
展開図



断面図



蓋展開図 外径1050 t2.3



蓋横断面図

